

九州国際重粒子線がん治療センター事業推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 九州国際重粒子線がん治療センター（以下「センター」という。）を佐賀県鳥栖市に開設すること（以下「事業」という。）を目的として、九州国際重粒子線がん治療センター事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げることを行う。

- (1) 事業計画（案）の作成に関すること。
- (2) その他事業の推進のため委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める組織の代表者（以下「委員」という。）で構成する。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、関係委員が合意した日から事業主体となる会社等の設立の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き又は会議に参加させることができる。
- 3 会議の公開の可否は、委員長が決定する。この場合において、会議を非公開で行った場合は、会議終了後、委員長が会議の概要を公表する。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を円滑に遂行するため、経営部会及び医療部会を置く。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、委員長が指名する。

- 4 部会員は、部会長が指名する。
- 5 部会は、委員会から付議された事項について、調査、検討及び審議を行う。
- 6 部会は、部会長が招集する。

(顧問)

第8条 委員会は、委員を補佐するため、顧問を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理させるため、佐賀県健康福祉本部粒子線治療普及グループ内に事務局を置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月26日から施行する。

別表

(五十音順)

所属	代表者名
九州大学	総 長 有川 節夫
佐賀県医師会	会 長 沖田 信光
佐賀県商工会議所連合会	会 長 指山 弘養
独立行政法人放射線医学総合研究所	理 事 辻井 博彦
九州大学	名 誉 教 授 寺嶋 廣美
久光製薬株式会社	代表取締役社長 中富 博隆
株式会社九電工	代表取締役社長 橋田 紘一
鳥栖市	市 長 橋本 康志
佐賀県	知 事 古川 康
佐賀大学	学 長 佛淵 孝夫
九州電力株式会社	代表取締役会長 松尾 新吾
久留米大学	学 長 薬師寺 道明